



平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せに過ごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援														
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)						
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額)	人件費 (理論値)	トータル コスト	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等				特定財源に伴う一般財源		一般財源					
	事務事業名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	① (千円)	② (千円)	①+② (千円)	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	事業費 (実績額) (千円)		事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等			
09-01-05	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法	対象 18歳以上の身体障害者、知的障害、精神障害のある市民。	平成25年度	6,183 (人)	平成25年度	205 (人)	平成25年度	100 (%)	422,857	761	423,618	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	123,010	説明欄：サービス費の負担割合は国1/2、都1/4、市1/4となっている。都加算の負担割合はポイント制となっている。	平成25年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		説明欄： 26年度以降方向性、27年度以降方向性、必要性、有効性、達成度、効率性
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	5,947 (人)	平成24年度	194 (人)	平成24年度	100 (%)	373,585	741	374,326	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	132,674	説明欄：障害者総合支援法に基づく事業のため、妥当であり維持する。	平成24年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		
	障害者居住系サービス事業			平成23年度	5,598 (人)	平成23年度	176 (人)	平成23年度	100 (%)	321,857	803	322,660	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	104,871		平成23年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額 上乗 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	手段・内容 グループホーム等を利用している人の数	意図 グループホーム等で日常生活をしながら適切な指導を受ける。	18歳以上の身体・知的・精神障害者	グループホーム等が必要なサービスを受けられた人の割合(サービス受給者/入居者)	事業費委託費	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性										
09-01-06	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法(相談支援事業) ・さいわい福祉センター条例、施行規則(市) ・東久留米市相談支援事業実施要綱(市) ・東久留米市障害者地域自立生活支援センター事業実施要綱(市)	対象 市内在住の心身障害者および家族や介護者等	平成25年度	5,678 (人)	平成25年度	8,919 (千円)	平成25年度	1,208 (件)	8,919	85	9,004	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	8,919	説明欄：都立施設民間移譲に伴い、市負担の増額を都が保障するため、包括補助にて500,000円×9人=4,500,000円の補助(歳入充当先事業は地域の特性に応じて選択できる。)が22年度で終了となった。	平成25年度	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	説明欄： 26年度以降方向性、27年度以降方向性、必要性、有効性、達成度、効率性
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	5,424 (人)	平成24年度	8,793 (千円)	平成24年度	959 (件)	8,793	82	8,875	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	8,793	説明欄：障害者総合支援法の相談支援事業であり、障害者が自立した生活を営む上での相談・支援機能として有効性がある。	平成24年度	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	
	心身障害者地域自立生活支援センター事業			平成23年度	5,230 (人)	平成23年度	9,079 (千円)	平成23年度	902 (件)	9,079	90	9,169	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	9,079		平成23年度	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input checked="" type="checkbox"/> 市全額 上乗 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	手段・内容 福祉サービス利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、各相談、情報提供等をさいわい福祉センターの指定管理業務にて実施	意図 障害者や家族の生活を支援し、在宅障害者の自立と社会参加を図る	身体障害者手帳・愛の手帳所持者	相談件数	事業費委託費	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性										
09-01-07	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法 ・地域生活支援事業実施要綱 ・東久留米市精神障害者地域生活支援センター事業実施要綱	対象 地域生活を送る精神障害者	平成25年度	808 (人)	平成25年度	23,420 (千円)	平成25年度	①5,526 ②5,840 (人)	23,420	85	23,500	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	16,220	説明欄：補助基準額の1/2が市の負担であり、機能強化事業については国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている	平成25年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		説明欄： 26年度以降方向性、27年度以降方向性、必要性、有効性、達成度、効率性
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	747 (人)	平成24年度	23,420 (千円)	平成24年度	①6,034 ②7,005 (人)	23,420	82	23,502	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	18,421	説明欄：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業であり、妥当である。(相談支援事業および地域活動支援センター事業を実施)	平成24年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		
	精神障害者地域生活支援センター事業			平成23年度	719 (人)	平成23年度	23,420 (千円)	平成23年度	①5,363 ②6,429 (人)	23,420	90	23,510	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	18,646		平成23年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額 上乗 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	手段・内容 日常生活の支援、地域交流、集いの場、相談等を社福法人に委託にて実施	意図 精神障害者障害者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられる	精神保健福祉手帳所持者数	利用実績 ①生活支援 ②相談件数	事業費委託費	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性										
09-01-08	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法 ・東久留米市障害者総合支援法施行細則	対象 身体障害者手帳を所持する市民	平成25年度	4,702 (人)	平成25年度	222 (件)	平成25年度	100 (%)	23,525	7,605	31,130	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	5,882	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている	平成25年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		説明欄： 26年度以降方向性、27年度以降方向性、必要性、有効性、達成度、効率性
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	4,485 (人)	平成24年度	230 (件)	平成24年度	100 (%)	21,595	7,406	29,001	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	5,399	説明欄：障害者総合支援法に基づく事業で、妥当であり維持する。	平成24年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		
	補装具交付事業			平成23年度	4,374 (人)	平成23年度	269 (件)	平成23年度	100 (%)	30,019	8,027	38,046	26年度以降 方向性	現状維持	27年度以降 方向性	現状維持	2,933		平成23年度	26年度以降 方向性		27年度以降 方向性		
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額 上乗 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	手段・内容 補装具が必要な身体障害者(児)に補装具交付・修理を決定し、住民税の課税状況に応じた自己負担を決定する。	意図 補装具を交付することで、障害者の日常生活上の不利を軽減する。	身体障害者の数	補装具を給付した件数	必要な助成を受けられた人の割合	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性	26年度以降方向性 27年度以降方向性										

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せに過ごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援								
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等				特定財源に伴う一般財源	
09-01-09	障害福祉課 福祉支援係 障害福祉課長 秋山 悟	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法 ・東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例 ・東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例施行規則 ・東久留米市日常生活用具費支給事業実施要綱	対象 身体障害者手帳、愛の手帳を所持する市民及び一部の精神保健福祉手帳を所持する市民 手段・内容 日常生活用具が必要な身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)に日常生活用具を支給し、住民税の額に応じて自己負担額を決定する。 意図 障害の状況に応じて日常生活用具を給付し、障害者の日常生活の安定を図る。	平成25年度 5,678 (人) 平成24年度 5,424 (人) 平成23年度 5,230 (人)	平成25年度 2,028 (人) 平成24年度 1,908 (人) 平成23年度 1,901 (人)	平成25年度 100 (%) 平成24年度 100 (%) 平成23年度 100 (%)	平成25年度 24,871 (千円) 平成24年度 22,299 (千円) 平成23年度 22,776 (千円)	平成25年度 1,014 (千円) 平成24年度 988 (千円) 平成23年度 1,071 (千円)	平成25年度 25,885 (千円) 平成24年度 23,287 (千円) 平成23年度 23,847 (千円)	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業で妥当であり維持するとともに福祉用具の開発に伴い対象品目と対象者の見直しを適宜行っていく。	平成25年度 6,218 (千円) 平成24年度 5,575 (千円) 平成23年度 5,693 (千円)	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている。	平成25年度 26年度以降方向性 27年度以降方向性	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：			
09-01-10	障害福祉課 地域支援係 障害福祉課長 秋山 悟	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	対象 精神疾患を有するもので、長期的に日常生活や社会生活での制約がある者 手段・内容 精神保健福祉手帳に係る各種申請・届出を受付し都へ進達。都で作成された手帳・結果通知を本人へ交付する。 意図 手帳所有に基づき、各福祉制度等を活用し、住み慣れた地域で自立した生活を送る。	平成25年度 1,796 (人) 平成24年度 1,722 (人) 平成23年度 1,649 (人)	平成25年度 526 (人) 平成24年度 482 (人) 平成23年度 474 (人)	平成25年度 858 (人) 平成24年度 785 (人) 平成23年度 747 (人)	平成25年度 0 (千円) 平成24年度 576 (千円) 平成23年度 625 (千円)	平成25年度 592 (千円) 平成24年度 576 (千円) 平成23年度 625 (千円)	平成25年度 592 (千円) 平成24年度 576 (千円) 平成23年度 625 (千円)	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：精神保健福祉法に基づく事業であり、妥当である。市は受付交付事務のみ行なっている。	平成25年度 平成24年度 平成23年度	説明欄：	平成25年度 26年度以降方向性 27年度以降方向性 現状維持	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：精神保健福祉法に基づく事業であり、妥当である。市は受付交付事務のみ行なっている。			
09-01-11	障害福祉課 福祉支援係 障害福祉課長 秋山 悟	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・身体障害者福祉法 ・身体障害者福祉法施行規則	対象 身体に障害を有する人が援護を受けるために必要な手帳を申請する市民 手段・内容 身体障害者手帳の交付申請を受理し、東京都に進達する。その後、東京都によって作成された手帳について、取得者に通知をする。 意図 障害の状況に応じて、各種のサービスを講じやすくする。	平成25年度 329 (人) 平成24年度 346 (人) 平成23年度 336 (人)	平成25年度 329 (件) 平成24年度 346 (件) 平成23年度 336 (件)	平成25年度 4,702 (人) 平成24年度 4,485 (人) 平成23年度 4,374 (人)	平成25年度 0 (千円) 平成24年度 8,228 (千円) 平成23年度 8,918 (千円)	平成25年度 8,450 (千円) 平成24年度 8,228 (千円) 平成23年度 8,918 (千円)	平成25年度 8,450 (千円) 平成24年度 8,228 (千円) 平成23年度 8,918 (千円)	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：事務費等交付金49,500円を受け、身体障害者福祉法に基づく事業であり、妥当である。	平成25年度 平成24年度 平成23年度	説明欄：	平成25年度 26年度以降方向性 27年度以降方向性	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4			
09-01-12	障害福祉課 地域支援係 障害福祉課長 秋山 悟	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・難病対策要綱 ・東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 ・児童福祉法	対象 難病及び小児慢性疾患医療費受給者 手段・内容 難病及び小児慢性疾患医療費助成申請手続きの説明及び受付 意図 医療費の自己負担額の軽減	平成25年度 1,306 (人) 平成24年度 1,284 (人) 平成23年度 1,336 (人)	平成25年度 1,306 (人) 平成24年度 1,284 (人) 平成23年度 1,336 (人)	平成25年度 1,306 (人) 平成24年度 1,284 (人) 平成23年度 1,336 (人)	平成25年度 0 (千円) 平成24年度 494 (千円) 平成23年度 536 (千円)	平成25年度 454 (千円) 平成24年度 494 (千円) 平成23年度 536 (千円)	平成25年度 454 (千円) 平成24年度 494 (千円) 平成23年度 536 (千円)	26年度以降方向性 拡大 27年度以降方向性 拡大	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 3 説明欄：事務費交付金344,162円を受け、国および都事業であり、市は進達事務のみであるため、妥当であるので維持する。もともと、平成27年1月から始まる新しい難病医療費助成制度により国および都が対象としている難病の疾病数が、現在の82疾病から、平成27年1月から始まる新しい難病医療費助成制度により国および都が対象としている難病の疾病数が増加する予定である。一方、小児慢性疾患医療費助成については約300疾病まで増加する予定である。一方、小児慢性疾患医療費助成についても法改正により新しい小児慢性疾患医療費助成制度が平成27年1月より始まる。それにより国および都が対象疾病としている小児慢性疾患の対疾病数が、現在の約500疾病から約700疾病に増加する。それらに伴い、平成26年度中に事務量の激増が予測される。	平成25年度 平成24年度 平成23年度	説明欄：	平成25年度 26年度以降方向性 拡大 27年度以降方向性 拡大	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：国および都事業であり、市は進達事務のみであるため、妥当であるので維持する。もともと、平成27年1月から始まる新しい難病医療費助成制度により国および都が対象としている難病の疾病数が、現在の82疾病から、平成27年1月より始まる新しい難病医療費助成制度により国および都が対象としている難病の疾病数が増加する予定である。一方、小児慢性疾患医療費助成についても法改正により新しい小児慢性疾患医療費助成制度が平成27年1月より始まる。それにより国および都が対象疾病としている小児慢性疾患の対疾病数が、現在の約500疾病から約700疾病に増加する。それらに伴い、平成26年度中に事務量の激増が予測される。			

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せに過ごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援															
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)							
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等		特定財源に伴う一般財源		一般財源								
	事務事業名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	①	②	①+②	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等		事業費 (実績額) (千円)	事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)		事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等						
09-01-13	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法 ・東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例 ・東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例施行規則 ・東久留米市移動支援費支給事業実施要綱	対象 屋外での移動に困難がある障害者・児  手段・内容 移動支援が必要な対象者から申請書を提出してもらい、障害の種類、住民税の有無、年齢によって、利用時間及び利用料を決定する。利用者は、事業所に利用料を支払い、代理受領方式により事業者からの請求に基づき、移動支援費を支払う。	視覚障害・知的障害・精神障害者(児)、両上・下肢1級の身体障害者(児)	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている  説明欄：障害者総合支援法で、地域生活支援事業による市町村の必須事業となっているため維持する。自立支援法改正により、視覚障害者への給付の一部が自立支援給付の「同行援護」に移行することとなった。また、24年度からは要綱を改正し、全身性障害者も対象とした。	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持 必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	11,989	26年度以降方向性 27年度以降方向性 必要性 有効性 達成度 効率性	説明欄：		
	障害福祉課長 秋山 悟				2,332	361	272	47,955	1,690	49,645	11,989														
	移動支援費支給事業				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度						平成24年度	平成24年度
	財源				<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	2,029	345	264	47,546	1,646	49,192	11,887													
事業形態	<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度					
09-01-14	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法(国) ・東久留米市日中一時支援事業実施要綱(市)	対象 在宅の障害者  手段・内容 日中一時支援が必要な対象者から申請書を提出してもらい、利用決定をする。利用者は、事業所と契約し、サービスの提供を受ける。事業所は月に毎月の委託料を請求する。	手帳所有者(身体・知的・精神)	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている  説明欄：障害者総合支援法の地域生活支援事業になっているため、妥当であり維持する。なお、平成24年度より、定員の拡大および委託事業所を1事業所拡大し(全5事業所)利用者ニーズに対応している。	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持 必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	11,986	26年度以降方向性 27年度以降方向性 必要性 有効性 達成度 効率性	説明欄：		
	障害福祉課長 秋山 悟				6,536	20,852	2,179	20,842	203	21,045	11,986														
	日中一時支援事業				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度						平成24年度	平成24年度
	財源				<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	6,171	22,727	2,860	22,727	198	22,925	9,555													
事業形態	<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度					
09-01-15	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法	対象 身体障害者手帳、愛の手帳を所持する市民。知的障害、精神障害のある市民  手段・内容 日中活動系サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)を必要としている心身障害者から支給申請書を提出してもらい、面接調査の上、決定をする。利用者は、事業所と契約をし、サービスの提供を受ける。毎月まとめられた事業所からの請求に基づき介護給付費・訓練等給付費を支払う。	手帳所有者(身体・知的・精神)	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	説明欄：サービス費の負担割合は国1/2、都1/4、市1/4となっている。都加算の負担割合は都1/2、市1/2である。  説明欄：障害者総合支援法に基づく事業であり、妥当である。障害者がその障害程度に合った日中活動の場を選択できるように更に通所施設の整備を進めていく必要がある。	26年度以降方向性 拡大 27年度以降方向性 拡大 必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	264,500	26年度以降方向性 27年度以降方向性 必要性 有効性 達成度 効率性	説明欄：		
	障害福祉課長 秋山 悟				6,536	613	100	1,051,760	1,522	1,053,282	264,500														
	障害者日中活動系サービス事業				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度						平成24年度	平成24年度
	財源				<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	6,209	579	100	969,785	1,482	971,267	213,915													
事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度					
09-01-16	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法	対象 手帳所持者(身体・知的・精神)  手段・内容 障害程度区分の認定を行う。	委員定数	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	説明欄：国1/2、市1/2の負担となっている  説明欄：障害者総合支援法に基づく事業であり、妥当であるので維持する。	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持 必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	1,206	26年度以降方向性 27年度以降方向性 必要性 有効性 達成度 効率性	説明欄：		
	障害福祉課長 秋山 悟				5	172	172	2,411	212	2,623	1,206														
	認定審査会事業				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度						平成24年度	平成24年度
	財源				<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	5	201	201	3,115	206	3,321	1,558													
事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度					
意図	支給決定の仕組みの透明化、明確化を図る。	5	96	96	1,813	223	2,036	859																	

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せに過ごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援																		
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)										
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額)	人件費 (理論値)	トータル コスト	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等				特定財源に伴う一般財源		一般財源									
	事務事業名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	① (千円)	② (千円)	①+② (千円)					事業費 (実績額) (千円)		事業費の概要説明		事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等						
09-01-17	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行令 ・東久留米市障害児福祉手当及び特別障害 者手当等事務負担金細則	対象 日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害者(児)で障害程度が国の基準を満たす人  手段・内容 ①特別障害者手当(月額26,080円)、障害児福祉手当(月額14,180円)、経過的福祉手当(月額14,180円)を3ヶ月に一度支給②受給資格管理	平成25年度	188 (人)	平成25年度	4 (回)	平成25年度	100 (%)	50,056	381	50,437	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	12,514	説明欄: 国3/4、市1/4の負担となっている		平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄:		
	障害福祉課長 秋山 悟			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成24年度	175 (人)	平成24年度	4 (回)	平成24年度	100 (%)	49,444	371	49,815	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	12,361	説明欄: 特別児童扶養手当等の支給に関する法律によるもので妥当であり維持する。		平成24年度	26年度以降方向性			27年度以降方向性	
	国福祉手当支給事業			上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	平成23年度	172 (人)	平成23年度	4 (回)	平成23年度	100 (%)	46,213	402	46,615	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成23年度	11,554			平成23年度	26年度以降方向性			27年度以降方向性	
				事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図	日常生活や社会生活の中で制約を受ける障害者に対し、所得保障を行なう。																					
09-01-18	障害福祉課 管理係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・東京都心身障害者福祉手当に関する条例 ・東京都心身障害者福祉手当に関する条例 施行規則 ・東久留米市心身障害者福祉手当条例 ・東久留米市心身障害者福祉手当条例施行規則	対象 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度の交付を受けている人または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の人で、20歳以上の在宅の人(本人所得制限あり)  手段・内容 ①心身障害者福祉手当(月額15,500円)を4ヶ月に一度支給	平成25年度	1,080 (人)	平成25年度	3 (回)	平成25年度	100 (%)	198,819	845	199,664	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	198,819	説明欄: 都10/10		平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄:		
	障害福祉課長 秋山 悟			財源	<input checked="" type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成24年度	1,082 (人)	平成24年度	3 (回)	平成24年度	100 (%)	196,773	823	197,596	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	196,773	説明欄: 東京都の補助事業に基づく事業により妥当であり維持する。		平成24年度	26年度以降方向性			27年度以降方向性	
	都福祉手当支給事業			上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	平成23年度	1,073 (人)	平成23年度	3 (回)	平成23年度	100 (%)	196,866	892	197,758	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成23年度	196,866			平成23年度	26年度以降方向性			27年度以降方向性	
				事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図	日常生活や社会生活の中で制約を受ける障害者に対し、所得保障を行なう。																					
09-01-19	障害福祉課 管理係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・東久留米市障害者福祉手当条例 ・東久留米市障害者福祉手当条例施行規則	対象 身体障害者手帳1~4級、愛の手帳1~4度の交付を受けている人または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の人で、心身障害者福祉手当、児童育成手当の障害者手当、介護保険の給付を受けていない人(本人所得制限あり)  手段・内容 ①障害者福祉手当(身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度は月額4,000円、その他は月額6,700円)②受給資格管理	平成25年度	1,629 (人)	平成25年度	4 (回)	平成25年度	100 (%)	93,605	625	94,230	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	93,605	説明欄:		平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄:		
	障害福祉課長 秋山 悟			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input checked="" type="checkbox"/> 市全額	平成24年度	1,605 (人)	平成24年度	4 (回)	平成24年度	100 (%)	87,807	609	88,416	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	87,807	説明欄: 都の制度の対象とならない障害者(20歳未満、65歳以上で新規身体障害者手帳取得者、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度等)のうち所得制限内の人を支援している経緯があり維持する。		平成24年度	26年度以降方向性			27年度以降方向性	
	市福祉手当支給事業			上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	平成23年度	1,570 (人)	平成23年度	4 (回)	平成23年度	100 (%)	85,764	660	86,424	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成23年度	85,764			平成23年度	26年度以降方向性			27年度以降方向性	
				事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図	日常生活や社会生活の中で制約を受ける障害者に対し、所得保障を行なう。																					
09-01-20	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法	対象 身体障害者手帳が交付された18歳以上の者で、その障害部位に医療を施すことによって、その障害除去またはその程度を軽減し、日常生活の回復を図ろうとしている身体障害者  手段・内容 医療給付が必要な障害者から事前に必要書類を提出してもらい、心身障害者福祉センターで要否判定を行なう。該当者には医療券を交付し、入院等に要した費用を医療機関に支払う。	平成25年度	4,613 (人)	平成25年度	78 (人)	平成25年度	100 (%)	123,287	381	123,668	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	30,822	説明欄: 国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている		平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄:		
	障害福祉課長 秋山 悟			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成24年度	4,391 (人)	平成24年度	73 (人)	平成24年度	100 (%)	107,779	371	108,150	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	26,938	説明欄: 障害者総合支援法に基づく事業であり、妥当であるので維持する。		平成24年度	26年度以降方向性			27年度以降方向性	
	更生医療事業			上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	平成23年度	4,275 (人)	平成23年度	49 (人)	平成23年度	100 (%)	108,712	402	109,114	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成23年度	26,229			平成23年度	26年度以降方向性			27年度以降方向性	
				事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図	障害の程度の軽減																					

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せに過ごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援									
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)	
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等		特定財源に伴う一般財源		一般財源		
09-01-21	障害福祉課管理係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・東久留米市障害者住宅手当支給実施要綱	対象 身体障害者1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の人又はその人と世帯を同じくする保護者で民間住宅居住者(所得制限、生活保護住宅扶助受給者の制限あり)	平成25年度	93	平成25年度	3	平成25年度	100	3,892	149	4,041	26年度以降方向性	必要性 3 有効性 2 達成度 3 効率性 2	平成25年度	3,892	26年度以降方向性	必要性 3 有効性 2 達成度 3 効率性 2	説明欄：行財政改革アクションプラン3(2)各種住宅手当の適正化
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	97	平成24年度	3	平成24年度	100	4,015	145	4,160	説明欄：平成26年7月より対象を非課税世帯のみとする。すでに受給している対象者については、都手当の基準を超えない限り支給する。	平成24年度	4,015				
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input checked="" type="checkbox"/> 市全額	手段・内容 ①障害者住宅手当(月額3,500円)を4ヶ月に一回支給 ②受給資格管理	平成23年度	105	平成23年度	3	平成23年度	100	4,200	157	4,357	平成23年度	4,200			
	上乗			<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)		意図	日常生活や社会生活の中で制約を受ける障害者に対し、所得保障を行なう。	日常の生活の経済的負担が軽減された助成者の数/全助成者数											
09-01-22	障害福祉課管理係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・東久留米市福祉タクシー等事業実施要綱 ・東久留米市障害者自動車ガソリン費等助成事業実施要綱	対象 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、東京都医療費助成制度を受けている障害者の一部で、在宅の人(所得制限あり。施設入所・長期入院は該当しない。)	平成25年度	1,430	平成25年度	2,509	平成25年度	100	18,444	2,113	20,557	26年度以降方向性	必要性 3 有効性 3 達成度 3 効率性 2	平成25年度	18,444	26年度以降方向性	必要性 3 有効性 3 達成度 3 効率性 2	説明欄：過去に事業を縮小してきた経緯はあるが、日常生活における外出機会や社会参加を促進するための移動経費を軽減することを目的としており、障害者の経済的負担が増えることとなるため維持する。
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	1,404	平成24年度	2,480	平成24年度	100	18,195	2,057	20,252	説明欄：過去に事業を縮小してきた経緯はあるが、日常生活における外出機会や社会参加を促進するための移動経費を軽減することを目的としており、障害者の経済的負担が増えることとなるため維持する。	平成24年度	18,195				
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input checked="" type="checkbox"/> 市全額	手段・内容 ①タクシー費 6ヶ月1万円を限度に利用実績により年2回タクシー費の助成 ②ガソリン費 1リットルにつき55円を3ヶ月150リットルまで利用実績により年4回ガソリン費の助成	平成23年度	1,362	平成23年度	2,429	平成23年度	100	17,912	2,230	20,142	平成23年度	17,912			
	上乗			<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)		意図	日常生活における外出機会や社会参加を促進するため、移動経費を軽減する。	経済的負担が軽減された助成者の割合											
09-01-23	障害福祉課地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・東久留米市難病者福祉手当条例 ・東久留米市難病者福祉手当条例施行規則	対象 特殊疾病にかかっている、都の難病医療費等助成制度の該当者、または身体障害者手帳で確認のできる人	平成25年度	1,168	平成25年度	733	平成25年度	100	43,937	845	44,782	26年度以降方向性	必要性 4 有効性 4 達成度 3 効率性 3	平成25年度	43,937	26年度以降方向性	必要性 4 有効性 4 達成度 3 効率性 3	説明欄：難病者を対象に支援しているものであり、市の役割として妥当である。既に、平成17年度より、他手当の供給制限や所得制限を導入している。平成26年度の法改正に伴い支給対象の見直し求められる。
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	1,113	平成24年度	694	平成24年度	100	42,063	823	42,886	説明欄：難病者を対象に支援しているものであり、市の役割として妥当である。既に、平成17年度より、他手当の供給制限や所得制限を導入している。平成26年度の法改正に伴い支給対象の見直し求められる。	平成24年度	42,063				
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input checked="" type="checkbox"/> 市全額	手段・内容 ①難病者福祉手当(月額5,000円)を4ヶ月に一度支給 ②受給資格管理	平成23年度	1,067	平成23年度	672	平成23年度	100	40,819	892	41,711	平成23年度	40,819			
	上乗			<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)		意図	日常生活や社会生活に制約を受ける難病者に対し、所得保障を行なう。	経済的負担が軽減されたと感じている者の割合/全助成者数											
09-01-24	障害福祉課地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法	対象 精神疾患での通院医療が必要な人	平成25年度	1,796	平成25年度	2,905	平成25年度	100	0	2,746	2,746	26年度以降方向性	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	平成25年度	0	26年度以降方向性	必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4	説明欄：事務費交付金103,289円を受け、障害者総合支援法に基づく事業であり、妥当である。
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	1,722	平成24年度	2,649	平成24年度	100	0	2,674	2,674	説明欄：精神疾患での通院が必要な人	平成24年度	0				
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	手段・内容 通院医療費公費負担に係る各種申請・届出を受付、都に送達する。後に都で作成された受給者証を交付する。	平成23年度	1,649	平成23年度	2,524	平成23年度	100	0	2,943	2,943	平成23年度	0			
	上乗			<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)		意図	通院医療費助成により経済的負担を軽減。また受診継続を図ることができる。	医療費の経済的負担が軽減された助成者の数/全助成対象者											

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せに過ごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援																							
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)															
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等				特定財源に伴う一般財源		一般財源														
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	①	②	①+②					事業費 (実績額) (千円)		事業費の概要説明		事業費 (実績額) (千円)		事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等										
09-01-25	障害福祉課 管理係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・心身障害者の医療費の助成に関する条例 ・心身障害者の医療費の助成に関する条例 施行規則	対象 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級まで)、愛の手帳1・2度の交付を受けている人で医療保険の被保険者又は被扶養者(65歳以上新規は対象外)	平成25年度	1,028	平成25年度	703	平成25年度	100	5,119	2,536	7,655	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 都10/10				平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄:						
	障害福祉課長 秋山 悟			財源	<input checked="" type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成24年度	1,043	平成24年度	626	平成24年度	100	6,365	2,469	8,834	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	平成24年度					平成24年度	必要性	有効性	達成度	効率性	説明欄:				
	心身障害者医療費助成事業			上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	平成23年度	1,036	平成23年度	523	平成23年度	100	6,695	2,676	9,371	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	平成23年度					平成23年度	必要性	有効性	達成度	効率性	説明欄:				
				事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図 重度の心身障害者の医療費について、自己負担分の一部又は全部を助成することにより、費用負担を軽減する。	左記対象の人数	助成件数	医療費の経済的負担が軽減された助成者の数/全助成対象者	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 東京都の心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づく補助事業であり妥当であり維持する。				平成25年度	26年度以降方向性		現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄:								
09-01-26	障害福祉課 管理係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 通勤、通院等の日常生活活動において、有料道路を利用する障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路道路管理者が行う通行料金割引制度	対象 身体障害者手帳所持者で自ら運転する人、第1種身体障害者・重度知的障害者が移動するため介護人が運転する。	平成25年度	5,678	平成25年度	564	平成25年度	10	0	1,623	1,623	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄:				平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄:						
	障害福祉課長 秋山 悟			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input checked="" type="checkbox"/> 市全額	平成24年度	5,424	平成24年度	569	平成24年度	10	0	1,580	1,580	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	平成24年度					平成24年度	0	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄: 有料道路の管理者による基準であり妥当であるので維持する。			
	有料道路通行割引受付事業			上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	平成23年度	5,230	平成23年度	543	平成23年度	10	0	1,713	1,713	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	平成23年度					平成23年度	0	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄:			
				事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図 有料道路を5割引で通行できる。	左記対象の人数	受付件数	有料道路を5割引で通行できる人数/手帳処理数	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 有料道路の管理者による基準であり妥当であるので維持する。				平成25年度	26年度以降方向性		現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄:								
09-01-27	障害福祉課 管理係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・東京都都営交通無料乗車券発行規程 ・東京都精神障害者都営交通乗車証条例 ・東京都精神障害者都営交通乗車証条例施行規則	対象 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者手帳所持者、戦傷病者、原爆被爆者、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、被救護者の希望者	平成25年度	6,536	平成25年度	806	平成25年度	12.4	0	812	812	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄:				平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄:						
	障害福祉課長 秋山 悟			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成24年度	6,209	平成24年度	941	平成24年度	15.2	0	791	791	必要性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 3	平成24年度					平成24年度	説明欄: 事務費補助金(平成25年度59,050円)を受けており、都の制度であるので維持する。		平成24年度	必要性	有効性	達成度	効率性	説明欄:	
	都営交通無料乗車券発行事業			上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	平成23年度	5,953	平成23年度	766	平成23年度	12.9	0	857	857	必要性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 3	平成23年度					平成23年度	説明欄: 国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている		平成23年度	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄:	
				事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図 障害者等が無料で都営交通を利用できる。	左記対象の人数	受付件数	都営交通を無料で利用できる人数/発行数	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 事務費補助金(平成25年度59,050円)を受けており、都の制度であるので維持する。				平成25年度	26年度以降方向性		現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄:								
09-01-28	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 障害者総合支援法	対象 手帳所持者(知的・精神)	平成25年度	1,834	平成25年度	1	平成25年度	100	7	22	29	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄:				平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄:						
	障害福祉課長 秋山 悟			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成24年度	1,724	平成24年度	0	平成24年度	0	0	0	0	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	平成24年度					平成24年度	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄: 平成24年度より地域生活支援事業の必須事業に位置付けられ事業開始。				
	障害者成年後見制度利用支援事業			上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	平成23年度		平成23年度		平成23年度						必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	平成23年度					平成23年度	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄:			
				事業形態	<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図 判断能力が不十分になっても住み慣れた地域で安心して生活できるようにする。	左記対象の人数	受付件数	市長申立率	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている				平成25年度	26年度以降方向性		現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄:								

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せに過ごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援																
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)								
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等		特定財源に伴う一般財源		一般財源									
事務事業名	事務事業名	事業形態	対象	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	①	②	①+②	26年度以降方向性		27年度以降方向性		26年度以降方向性		27年度以降方向性							
09-01-29	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 障害者虐待防止法	対象 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能に障害がある者。	指標 左記対象の人数	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持				
	7,474				2	2	106	845	951	必要性 3	有効性 3	達成度 3	効率性 3	説明欄：障害者虐待防止法平成24年10月1日から施行され、それを受けてマニュアルを作成。障害福祉課に虐待防止センター機能を持たせており、土日祝夜間の対応ができるよう、携帯電話2台を購入した。	106	必要性 3	有効性 3	達成度 3	効率性 3	説明欄：障害者虐待防止法平成24年10月1日から施行され、それを受けてマニュアルを作成。障害福祉課に虐待防止センター機能を持たせており、土日祝夜間の対応ができるよう、携帯電話2台を購入した。						
	平成24年度				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度			平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度
	7,146				6	4	18	1,152	1,170	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度			平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
(人)	(件)	(件)	(千円)	(千円)	(千円)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )			
09-01-30	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法 ・児童福祉法	対象 身体障害者手帳、愛の手帳を所持する市民。精神障害のある市民	手帳所有者(身体・知的・精神)	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	拡大	27年度以降方向性	拡大	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性					
	6,536				7	114	2,482	888	3,370	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている	620	必要性	有効性	達成度	効率性	説明欄：						
	平成24年度				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度			平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度
	6,209				5	24	92	741	833	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度			平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
(人)	(ヶ所)	(件)	(千円)	(千円)	(千円)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )			
09-01-31	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法 ・東久留米市地域自立支援協議会設置要綱	対象 地域で生活する障害者	手帳所有者(身体・知的・精神)	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持				
	6,536				16	4	424	64	488	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄：地域自立支援協議会の設置については、障害者総合支援法において、地方自治体の努力義務として規定されており妥当である。今後、地域での障害者福祉のシステム作りに関し、中核的な役割を果たす機能である。協議会委員謝金(委員長11,000円、委員10,000円×3回分)	424	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄：地域自立支援協議会の設置については、障害者総合支援法において、地方自治体の努力義務として規定されており妥当である。今後、地域での障害者福祉のシステム作りに関し、中核的な役割を果たす機能である。協議会委員謝金(委員長11,000円、委員10,000円×3回分)						
	平成24年度				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度			平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度
	6,171				16	3	323	62	385	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度			平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
(人)	(人)	(回)	(千円)	(千円)	(千円)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )			
09-01-32	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者虐待防止法 ・東久留米市精神障害者ショートステイ事業実施要綱	対象 市内に住所を有する18歳以上65歳未満の精神障害者。	18歳以上の手帳を所持している精神障害者	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性	現状維持				
	848				319	7	319	136	455	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄：都1/2、市1/2の負担となっている	160	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	説明欄：平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。なお、この法では「市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について、生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に障害者支援施設等に入所させる等の措置を講ずること」として、居室等の確保の必要性を示している。当市には、精神障害者が一時的に活用できる入所施設が無かった。今後は、虐待防止等の緊急的対応が必要な場合などにも、このショートステイの機能を活用する。妥当であり維持する。						
	平成24年度				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度			平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度
	(人)				(千円)	(日)	(千円)	(千円)	(千円)	( )	( )	( )	( )			( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )	( )	( )	( )
平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度			平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		